

そこで、この際、この種の事犯中特に悪質重大なものに対して、一層厳正な処分を行ないよう、必要な法の改正をすることが、国民の道義感情にも合致し、かつ自動車運転者一般の自覚を新たにさせる上において緊要であると考えられ、刑法の第二十一条が改正されたわけです。

改正の内容は、刑法第二十一条の今までの罰が「三年以下の禁錮又は五万以下の罰金」であったのを、「五年以下の懲役若しくは、禁錮又は五万圓以下の罰金」に改められました。

ではどうして、懲役刑が選択刑として加えられたのでしょうか。

最近の自動車などの運転に伴う業務上過失致死傷及び重過失致死傷事犯の中には、酒によって正常な運転ができなとか、無免許で技倆が未熟である等の事情で、交通事故をひきおこす危険性が非常に大きいのに、まさに人命を無視するような態度で自動車などを運転し、その結果人を死傷させるといふ、悪質な事犯も少なくありません。

このようなものは、傷害、傷害致死等のいわゆる故意犯と紙一重で、かつそれらと同程度の社会的非難を加えることが、適当な場合もあり、そのようなときに、懲役刑を科することができるようにする方が、国民の道義感情にも合致すると考えられたからです。

また禁錮刑と、新しく加えられた懲役刑の期間が、五年に引き上げられていますが、近時の自動車交通の発達に伴い、主として自動車運転に基因する業務上過失致死傷及び重過失致死傷の事件は、現行の禁錮刑に定められた三年をもつて責任

を評価することは、いささか軽きに失すると考えられるわけです。

諸外国のこの種の事犯に関する立法例から考えても、この程度にひきあげることが望ましく、またこれによって過失の状態、程度及び行為の結果に依じた、より適切妥当な量刑がなしようと考えられた結果あらためられたものです。

しかし、刑罰が重くなり、それが恐さに交通安全を守るようでは、だめですね。

ともかくも、運転する人は勿論、一人一人がよく交通法則を守って交通事故を起さないよう気をつけて、この刑罰も、有名無実となるようにしたものではないのです。

教育庁

能研テストの実施

昭和四十年年度の「能研テスト」が、六月に能力テスト、十一月に学力テストに分けて行なわれま

す。この能研テストは、高等学校に在学する者とこれに相応する者を対象として、学力テストおよび能力テストを行ない、進学・就職などの進路の選択およびその指導に役だてるとともに、大学入学者選抜制度の改善に資することを目的としています。

学力テストでは、学習の到達度を測定し、能力テストのうち、進学適性能力テストでは、高等教

望する者。ただし、とくに希望する場合は、全日制課程第三学年に在学する者およびこれに相応する者も受験できます。

2、テスト問題

(1) 学力テスト

国語、社会、数学、理科および外国語(英語)の五教科について、平素学校の学習で身につけた各教科の学力(知識・理解・技能・思考力など)を明らかにします。

(2) 能力テスト

進学適性能力テストでは、高等教育への進学適性として必要な知的能力のうち言語的推理能力と非言語的推理能力との測定を行ない、職業適応能力テストでは職業適性に必要な知的能力のうち一般的能力と基礎学力との測定を行ないます。

なお、テスト問題の形式は、原則として、客観テスト方式によつています。

3、テストの日時・場所

(1) 期日

進学適性能力テスト 六月二十六日(土) 午後
職業適応能力テスト 午後
学力テスト 十一月六日(土) 午後



(2) 場所

テスト会場には、原則として各都道府県内の一定数の受験申込者数がある、高等学校の施設を借用してこれに充てます。

4、受験手続

高等学校に在学者は、所定の受験申込書に受験料を添えて、在学している高等学校を通じて申し込んでください。

高等学校卒業者は、各自の出身校または「能研都道府県支部(都道府県教育委員会内)」へ、大学入

学資格検定合格者は「能研都道府県支部」へ申し込んでください。テストの受付期間は、進学適性

能力テスト・職業適応能力テストの場合は、五月六日(木)から五月十二日(水)まで、学力テストの場合は、九月十日(金)から九月十八日(土)までとなっています。

テストの採点・集計は能力開発研究本部で機械によって行なわれ、つきによって通知されます。

育への進学適性として必要な能力の測定を行ない、職業適応能力テストでは、職業適応に必要な能力の測定を行ないます。

このテストの受験者のうち、大学入学試験受験者については、昭和三十八・三十九年度にひきついで若干の大学に委託して、このテストの成績と大学入学試験の成績・高等学校の学業成績・大学入学後の学業成績などとの関係を明らかにするために、追跡調査を行ないます。

このようにして、昭和三十八年度以降三カ年の実施および調査研究の期間を経た後に、このテストの結果が大学入学者を選抜するために活用されることを目指しています。

また就職者については、若干の企業体に委託して、このテストの成績と就職後の勤務実態などとの関係を明らかにするために追跡調査を行ない、学校における進路指導に役だつ資料を得ることを目指しています。

テストの対象、問題、実施、日時、申込手続などは次のとおりです。

1、テストの対象

(1) 学力テスト・進学適性能力テスト

全日制課程第二学年、第三学年に在学する者、ならびにこれに相応する者(定時制課程・通信制課程の在学者・大学入学資格検定合格者および高等学校卒業生)のうち進学を希望する者。

(2) 職業適応能力テスト

全日制課程第一学年、第二学年に在学する者ならびにこれに相応する者のうち就職を志

テストの種類	通知資料の種類		配布対象	配布予定期日
	個人成績票	受検者		
学力テスト	第三学年	個人成績票	受検者および在学する高等学校	昭和四十一年一月下旬
		全国順位表		
	第二学年	個人成績票	受検者および在学する高等学校	昭和四十一年一月下旬
		全国順位表		
第三学年	個人成績票	受検者および在学する高等学校	昭和四十一年一月下旬	
	全国順位表			

企画一課

◎地方行政連絡会議法の施行

この法律は、昭和四十年四月一日法律第三十八号をもって公布、即日施行されました。

今日、社会経済の進展に伴い、地方行政の分野においても、都道府県の区域をこえて広域的に処理を必要とするものが次第に増加し、かつ各種の行政が相互に密接に関連してきています。

本法は、このような地方行政の動向に対処し、広域にわたる行政について総合的な実施と円滑な処理を促進しようとするものです。

連絡会議は、全国の都道府県を九つの地域に分け、それぞれの地域ごとに都道府県および六大都